

公有地の拡大の推進に関する法律にかかる届出・申出について

～事務手続きの流れ～

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」）とは

都市化の進展が、住宅用地をはじめ、道路、公園、緑地その他の公共用地の取得難を招き、良好な都市環境の計画的な整備を阻害する結果となっています。

よって、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買い制度の整備等により公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資そうとするものが、基本的な考え方です。

公拡法第4条による土地有償譲渡届出とは

筑紫野市内に次の土地を所有する人でその土地を有償譲渡（売買・交換・代物返済等の契約、予約等）するとき、契約締結前に、市長に届け出なければなりません。

届出義務の面積要件

1. 都市計画施設の区域に所在する 200 平方メートル以上の土地
2. 都市計画区域内に所在する土地のうち、次に掲げる区域内にある 200 平方メートル以上の土地
 - ア. 道路区域、都市計画公園区域、河川予定地その他これらに準ずる土地
 - イ. 新たな市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の施工区域内の土地
 - ウ. 新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の施行区域内の土地
 - エ. 生産緑地地区内の土地
3. 市街化調整区域を除く、都市計画区域内の一定面積以上の土地
 - 市街化区域 5,000 平方メートル以上

※区域にかかる面積がわずかでも、取引する面積が要件を超える場合は、対象になります。

公拡法第5条による土地買取希望申出とは

筑紫野市の都市計画区域内にある 100 平方メートル以上の土地または、都市計画区域外にあって都市計画施設（道路、公園など）の予定区域内にある 100 平方メートル以上の土地について市や県などの地方公共団体等に土地の買取りを希望するときは、筑紫野市長に申し出ることができます。

申請時の書類……正本・副本の2部提出

- ・土地有償譲渡届出書・土地買取希望申出書（様式第1号）
- ・位置図（縮尺 1/50,000 以上、該当地着色）
- ・住宅図（縮尺 1/500 以上、該当地着色）
- ・公図の写し（該当地着色）・登記簿謄本（登記事項証明書）の写し

※場合によっては必要なもの

- ・地積測量図（分筆を伴う場合必要）・委任状（届出者が代理人の場合）
- ・相続関係図（相続がある場合）・住民票等（届出者の住所が登記簿謄本と違う場合）
- ・法人登記簿謄本（現在事項証明書等）
（届出者が法人で、住所又は名称が土地登記簿謄本と異なる場合必要）

土地所有者（届出者）

公拡法による
届出・申出書の
提出

最長 3 週間の土地譲渡制限
(法第 8 条第 3 号)

筑紫野市都市計画課

筑紫野市関係各課
及び福岡県へ買取
希望の照会を行う

筑紫野市関係
各課及び
福岡県

照会受付

第三者への譲渡
可能

届出等の受理日から
3 週間以内に通知

買取りを希望する地方
公共団体等がないこと
について、通知を行う

買取希望：無

第三者への譲渡
を中断

買取協議の通知を受けてから
最長 3 週間の土地譲渡制限

買取協議通知書
送付

買取希望：有

第三者への譲渡
可能

不成立

買取協議を実施

買取希望団体

地方公共団体等
の土地取得

成立

※租税特別措置法により 1,500 万円までの特別控除もしくは損金算入が認められることがあります。